

平成23年4月11日

## 東日本大震災に関する提言

田 中 健 一  
津 久 井 進  
山 崎 栄 一  
(※アイウエオ順)

【連絡先】 tukui1@nifty.com (津久井宛)  
弁護士法人 芦屋西宮市民法律事務所  
兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号  
ゆとり生活館AMIS 5階 〒662-0832  
電 話 0798-68-3161  
F A X 0798-68-3162

私たちは、関西学院大学災害復興研究所において、災害時の法制度について研究をしてきた者です。すなわち、田中は兵庫県における災害救助と生活再建支援の実務に携わった経験、津久井（弁護士）は災害復興に関する法律実務に携わった経験、山崎（大分大学）は災害と福祉・情報の研究に携わった経験があり、かねてより災害復興について現実的な政策を考えて参りました。

平成21年に公表した『災害復興基本法案』の理念（末尾のとおり）に基づき、東日本大震災における災害救助、災害復興に関する政策提言を取りまとめましたので、東日本大震災復旧復興基本法の検討にあたって、検討の一助としていただければ幸いです。

### 第1 基本的姿勢の明示 [官邸・内閣総理大臣宛]

- 1 被災地の復旧・復興、被災者の救済は、憲法上の人権保障の観点から、あくまで「人間の復興」を目的とするものであって、都市整備やインフラ機能の回復等は、人権保障を全うするための手段に位置付けられるという主従関係を明示するとともに、今後の復旧・復興の取り組みが「人間の復興」を第一として行われるよう宣言するべきである。

- 2 今回の災害は、国難と言える大災害であり国のリーダーシップと積極的な財政負担が不可欠であるが、他方、地域の復旧・復興のあり方や進め方については、被災地自治体を中心となり、かつ、被災者らの意思決定を尊重すべきである。
- 3 被災地自治体が正常に機能し、被災者らがお互いに励まし合い、力を取り戻して、自己決定できるよう、第一に一刻も早い生活基盤の回復と、第二に正確な情報の提供が、迅速かつ十分に行われなければならないことを明示すべきである。

## 第2 被災者及び避難者に対する緊急支援

- 1 避難者への救助の充実（災害救助法関連） **[厚生労働省宛]**
  - (1) 災害救助法は相当程度弾力的に運用する必要がある。被災者を救うべき必要があれば積極的に救助措置を行うよう、より一層、周知徹底すべきである。
  - (2) 今回の災害では、地方自治体そのものが大きな打撃を受けて著しく機能が低下している。そこで、今般の震災後に発出された特別基準に関する通知の内容を、厚生労働大臣との協議・同意を要しない一般基準に適宜格上げし、被災自治体の行政状況等にも鑑み、大幅な事務負担の軽減を図るべきである。
  - (3) 被災都道府県の膨大な災害救助事務等についても軽減を図る必要があることから、災害救助法が適用される市町からの避難者を受け入れた都道府県の救助に要する費用については、各都道府県が全額、国に求償する等の特別措置を講ずべきである。
  - (4) 健康を害して高齢者や患者が死亡する例が相次いでいる。避難所の環境そのものを一刻も早く改善するとともに、高齢者や患者に対する特別の支援措置（衛生面で安全な施設への一時避難、福祉避難所の増設等を含む）を講じ、医師・看護師の派遣体制を強化するなど、あらゆる改善措置を徹底するべきである。
  - (5) 住宅の応急修理費について、一般基準では、支給対象を半壊、半焼に限定している。しかし、全壊であっても修理をして住みたいという人については、応急仮設住宅建設経費の2分の1までの経費について特別基準で認める等の特別措置を講ずべきである。

また、一般基準によれば、応急修理と応急仮設住宅のいずれかしか選択できないものとされている。しかし、現実には、応急修理をしたが余震等で仮設住宅への転居を余儀なくされる人もあるだろうし、仮設住宅に住みながら応急修理を施して自宅に戻る人もあるだろう（こうしたケースを支援した方が復興が早く進むだろう）から、二者択一の一般基準は廃止すべきである。

- (6) 災害救助法 23 条 2 項は、「救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（略）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。」としており、法律上、現金支給による救助が可能であるにもかかわらず、その運用においては、現物支給による救助のみが行われている。

これを、法文どおりの運用に改め、特に、生活必需品の入手が比較的容易な県外避難者などに対する救助は、現金支給を原則とすべきである。

- (7) 災害救助法 23 条 1 項 7 号は、「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を救助の一種として規定している。

今回の災害では、中小零細事業者に対する給付を行う制度が他に全くないため、何もかも失った農林漁業者は再起の意欲を持つことさえできない。こうした被災事業者らを救済し、早期の再起を促すべく、同規定を適用し、現金の給与を行うべきである。

- (8) 原発事故により避難を強いられている避難者については、原子力災害対策特別措置法 26 条 1 項 3 号に基づき、被災者の救済、救助その他の保護を行うものとされているが、具体性に乏しい。

福島原発周辺の避難者は、国の責任において避難生活を強いられているのであるから、国は、20 km 範囲内に限定することなく、国民保護法 75 条に規定されている救援内容（「救援は、都道府県知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭を支給してこれを行うことができる。」）とこれに基づいて各自治体が整備している国民保護計画を参照し、これと同等のレベルの現金支給も含めた手厚い救援措置を講じるべきである。

## 2 応急的に住宅を確保する多様なバリエーション [厚生労働省・国土交通省宛]

今回は、応急仮設住宅の用地の確保が困難な地域もあり、より柔軟な対応が求められる。

そこで、①プレハブの応急仮設住宅の建設、②公営住宅の利用、③公私の施

設の活用, ④民間賃貸住宅の借上げの積極的利用にとどまることなく, ⑤建物の応急修理を広範かつ弾力的に認め, ⑥被災者が自用敷地内に自力で仮設する建築物に対して, 応急仮設住宅建築費の2分の1程度の助成を行うなどして, 様々な措置が講じられるべきである。

### 3 被災者生活再建支援法の改正, 弾力的適用等 [内閣府宛]

被災者が被災者生活再建支援法に基づく支援金に寄せる期待は極めて大きく、被災者には出来るだけ早期に地域差が生じないよう支給されることが望ましく特別の措置を講ずべきである。

被災者生活再建支援金の給付の根拠となる家屋被害認定業務については、いまだ実施されていない地域も多数あることから、被害の少ない地域ほど家屋被害認定業務が早期に完了することが想定され、甚大な被害を受けた地域ほど被災者生活再建支援金の支給が遅れることが懸念される。その様な不公平が生じないよう国においては被災地の家屋被害認定業務を早期に実施出来る体制を構築する等適切で迅速な対応を講ずべきである。

また、福島県については、被災地が原子力災害等により被災者の多くが居住地域を離れており、被災者生活再建支援金の給付の根拠となる家屋被害認定業務等についても実施される状況にはなく、また、家屋に被害がない者であっても、国の措置等により避難を余儀なくされている被災者については、特別の配慮をもって被災者生活再建支援法を適用して救済すべきである。

以下は、今回の災害の甚大性に即して、金額の増加も検討されているところであるが、それ以上に、次のように運用改善ないし法改正をすべきである。

#### (1) 運用改善事項

ア 早期に、原発事故や社会的インフラの破壊によって長期避難を余儀なくされている世帯についても、早期に、長期避難者（同法2条2号ハ）に該当するものとして扱うこと。

イ 津波被災地や長期避難地域など、被災状況が明白な地域については、り災証明の発行を待たずに基礎支援金を給付すること。

#### (2) 法改正事項

ア 東日本大震災については、適用対象地域を指定せず、全国に適用するよう政令を改正すること。

イ 大規模半壊に至らない半壊家屋も支援対象とすること。

- ウ 地盤が崩壊した場合に、居住困難に至らないまでも地盤修復が必要となった場合（いわば地盤の半壊）も支援の対象に加えること。
- エ 事業用建物であっても、その事業が生活に直結する生業に供する建物であれば支援の対象に加えること。
- オ 単体世帯の減額措置については、複数世帯であっても小家族と大家族で不平等があり、かえって不均衡な扱いとなり得る上、世帯認定の事務が嵩むことから、撤廃すべきである。むしろ、1人当たりにつき支援金額を上乗せすべきである。
- カ 多額の支給によって基金（9条）が破たんすることのないよう、2分の1とされている国による補助（18条）を大幅に増額すべきである。

#### 4 要援護者に対する配慮と社会保障の改善〔厚生労働省、外務省宛〕

- (1) 避難者のうち、外国人、高齢者、障がい者、女性、子どもをはじめとする要援護者については、施設の利用、コミュニケーションにおいて支障が生じないよう特段の配慮を行い、また、不当な差別等が行われないうよう、対応を徹底すべきである。
- (2) 高齢者、障がい者に対して応急仮設住宅等の供給をする際には、バリアフリー等の配慮を行うべきである。また、家族と同居（あるいは家族の近くに居住）できるような配慮も行うべきである。
- (3) 被災地においては、児童相談所、児童養護施設、福祉事務所、地域包括支援センター等の福祉支援事業所の人員補充（福祉関係職員の臨時雇用や他の自治体からの配置、福祉事業所の定員外の雇用に対する財源保障等）を行うべきである。

さらに、一時施設の増設などの代替措置の構築が必要であり、これを補うために、可能な業務については民間の事業所に委託し、補助金を支給するべきである。
- (5) 要援護者に対しては、必要な情報の伝達・周知についても支障が発生しがちであるから、一般的な伝達・周知方法にとどまらず、特段の配慮がなされるべきである。

#### 5 被災者の全国的な把握・支援等〔内閣府・厚生労働省・総務省宛〕

- (1) 被災者の存在を把握できるように、全国規模で定期的な調査等を実施すべ

きである。

- (2) 被災者がどのような支援を受けているのかを把握するために、全国的な「被災者台帳システム」を確立し、被災者支援の「抜け・漏れ・落ち」が無いようにすべきである。特に、県外避難者が孤立しないような配慮を行わなければならない。
- (3) 今回の大震災においては、全国規模での避難が展開されているが、被災者の動きを全国的に把握するために住民基本台帳法〔第7条第14号（住民票の記載事項）〕に係る政令を改正し、住民票の記載項目に被災関係（り災経歴、り災後の避難・移転履歴など）のデータを追加すべきである。
- (4) 今後、全国的な被災者情報の収集・共有、トータル的な支援ができるように「被災者台帳法」を制定すべきである。

## 6 減税・免税措置等〔国税庁宛〕

- (1) 被災者に対する課税については、可能な限り税負担の減免の措置を講じるべきである。津波や原発の被害により明らかに利用不能な地域内の不動産については固定資産税等を一律に免除すべきである。
- (2) 雑損控除の繰戻しによる納税額の還付については、非常に有効な生活再建資金になる。そこで、繰戻し期間を3年まで遡ることを認めるべきである。また、雑損控除の繰戻しの特例を、事業者だけでなく、給与所得者にも広く広報すべきである。

また、雑損控除の繰り延べ期間については、雑損額が過大になるケースも多数あると思われるから、3年ではなく5年程度とすべきである。

- (3) 復旧・復興財源の確保のために、国債発行や、新たな税負担が不可避な状況にあると見受けるが、こうした新たな財源を策定するときに、被災地に多くの負担が生じることのないよう十分な検討・配慮がなされるべきである（例えば、消費税の税率増は、徴収効率は高いが、結果的に購買需要の高い被災地が多く負担することになってしまうので配慮が必要である。）。

## 第3 特に配慮すべき法的措置について

### 1 災害弔慰金法の運用の改善〔厚生労働省宛〕

- (1) 災害弔慰金法に基づく見舞金は、障害等級1級程度の重度障害者にのみ支払われることとされ、あまりにも限定的であったため、阪神淡路大震災の際には、被災者を元気づける見舞金の効果が極めて低く、むしろ却下された数多くの障がい者の失望を招いた。

そこで、見舞金額の最高額を減額してでも、障害見舞金支給の対象者を身体障害者手帳等級1ないし3級程度に広げるべきである。

- (2) 障害見舞金については、一括払いのみならず10年程度に期間を限定した上乘せ年金方式による支援を行うべきである。

## 2 災害援護資金貸付に保証人を不要とすること [厚生労働省宛]

被災者が災害援護資金を借り入れする際に保証人を徴求しているが(災害弔慰金法施行令8条)、阪神淡路大震災の実例に鑑みると、①借入時の大きな障害となること、②保証人も被災者であることが多く、主債務者の不履行により保証人の再建も瓦解する危険があること、③保証人に対する回収が難しく債権管理する自治体の管理コストが無視できないこと、④近時は保証の付保の需要が後退していること、などから保証人を徴求すべきでない。

むしろ、災害援護資金の貸付債務の不履行により焦げ付いた債権の償却の仕組みが無いために、被災自治体の負担が増大するばかりである。そこで、国負担により債権償却する仕組みを設けるべきである。

なお、この減免措置の必要性は、母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金等の貸付金においても同様である。

## 3 二重ローン等の負担を免除・軽減すること [金融庁宛、中小企業庁宛]

- (1) 阪神淡路大震災においては、既存の住宅ローンが未済のうちに、新たに住宅ローンを負うことになり、いわゆる二重ローンとして多額の債務負担に苦しむ例が少なくなかった。東日本大震災の被災地でも、既に、二重ローンの負担と不安を訴える相談が多数寄せられており、二重ローン問題が今後の復興の足かせとなることが確実である。

そこで、二重ローンとならないよう、①既存債務についての免除制度(債権者である公私の金融機関において無税償却できるとするもの。)、②被災地に本拠を置く中小零細金融機関に対する既存債務について、公的機関の免責的債務引き受け(又は肩代わり弁済)する制度などの創設のほか、③債務免

除の弾力的な適用の周知が必要である。

あるいは、二重ローンの軽減措置として、④二重部分について物権担保に代わる信用保証制度、⑤既存債務部分も含めた住宅ローン控除の適用、⑥既存債務部分を雑損控除扱いにする税務上の特例など、債務者の負担軽減に有効な措置を設けるべきである。

- (2) 中小事業者（農林水産業、商工業ほか）も、事業再建に取り組むと、既存の債務に加えて新たな債務負担を余儀なくされることとなる。新たに借り入れる金融債務については諸々の特例措置が講じられることになると思われるが、二重の債務負担を強いられる点は、個人の二重ローンと構造的に何ら変わりがない。そのため、東日本大震災の被災地では、やむなく廃業を選択せざるを得ないと訴える相談も少なくない。

よって、一定規模以下の中小事業者についても、上記と同様に、既存債務の免除制度等の債務減免措置を講じるべきである。

#### 4 中小事業者に対する給付制度等〔農林水産省・中小企業庁宛〕

- (1) 今回の災害では、中小企業、農林漁業者が大きな被害を受けているが、地元産業の回復がなければ雇用も含めた地域の復興は成り立たない。とりわけ津波被害を被った沿岸部には漁業者及びその関連事業者が多く、一様に壊滅的な被害を受けている。

- (2) 農林漁業者に対しては天災補償制度があるものの、生産手段が壊滅的な被害を受けているうえに、風評被害等も深刻であり、既存の制度による補償のみでは再生困難な事業者も多数に及ぶことは確実である。

そこで、後述の復興交付金や復興基金を活用して、事業再建に対する大胆な助成も付加すべきである。

- (3) また、地域によっては、漁業そのものを公営化または準公営化し、従前の漁業組合等から事業を引継ぎ、復興を牽引するべきである。

さらに、漁港の使用が困難な地区については、公費負担で他地域の漁港を一部借り受け、被災地の漁業者が事業に従事できるようにすべきである。

- (4) また、商工業者（農林漁業の間接的な関連業者等を含む）に対しては（前掲の災害救助法の規定以外に）給付制度がない。純然たる農林漁業者には補償があるにもかかわらず、同様の災害被害を受けた商工業者には補償が全くないというのは、均衡を失する。そもそも、間接関連事業者が立ち上がらな



ければ、農林漁業者自体の再建も困難である。

能登半島地震では復興基金により伝統産業への助成を目的とする給付がなされたところであるが、今回の災害では、国において、生産基盤の回復を図るために必要な限度で、給付制度を新設すべきである。

(5) 労働者について、被災地の居住者を優先的に雇用できるようにするため、住宅補助、賃金の一部補填、特別な助成措置を講じるべきである。

(6) 融資制度についても、破産または民事再生手続によって既存債務の整理をした被災事業者は特に民間融資が受けにくくなる。

そこで、こうした法的整理後の被災事業者に向けた公的な低利融資を新設するべきである。

## 5 士業による自治体運営の補助・支援 [総務省宛]

被災地の自治体は、完全にキャパシティーを超える対応に日々追われている。しかも、背負うべき事務は、制度の想定を超えるものが多く、到底、自治体職員の知識経験だけでは対応困難と思われる。

こうした事例に対応するため弁護士をはじめとする民間士業の補助が有効と思われる。自治体間の対口支援が有効視されているが、そこに士業の関与があれば、機動的に活動ができるものと思料する。

## 6 土地の買取請求，集団移転事業，境界確定事業等 [国土交通省宛]

(1) 津波被害に遭った地域には、水没して使用不能あるいは海没により滅失した土地が多数ある。あるいは、原発被害により近接地においては長期間にわたって利用不能となることが見込まれる。

これら土地については、国又は地方自治体に対して被災前時価を標準価額として買取請求できる制度を創設するべきである。

この場合、地域指定をした上で、対象地域内にある土地は、土地の毀損状態にかかわらず公平な条件で買取を行うこととし、また、売買手続は公簿売買を原則とするなど、できる限り手続を簡略化するべきである。

(2) 東日本大震災では、広域にわたって地表面が水平・垂直移動し、また、津波により境界標が失われ境界が特定不能または特定困難となっている地域が少なくない。

阪神淡路大震災では、広域にわたる地表面移動地区では筆界も移動したも

のとする旨の特例（平成7年3月29日法務省民三第2589号民事局長回答）があったが、今回も同様の取り扱いをすべきである。

さらに、早期復興を促すため、既存の筆界特定制度とは異なり、早期かつ円滑に地域一帯の筆界を明示する特例制度（簡易な手続で筆界を示し、過不足が生じたときは補償により手当てする仕組み）を設けるべきである。

あるいは、地域の再建計画が策定できる地域においては、既存のまちづくり事業（区画整理事業，都市再開発事業等）の手法に準じ，又は応用して，境界を再確定する事業を新たに設けるべきである。この場合，被災した住民の意思が十分に反映するよう留意しなければならない。

## 7 破産，民事再生の特例〔法務省宛〕

- (1) 被災地においては，多重債務を抱える被災者もあるが，被災者生活再建支援金（最大300万円）は自らの生活再建のために支給されるものであって，債権者らの引当てとなるべきものでないことは明らかである。

そこで，上記額は被災地の生活再建に不可欠の金額であると見て，被災地においては破産事件における自由財産拡張限度額を原則として従来の99万円に約300万円を加えた400万円以上とすべきである。

さらに，生活基盤である居住用不動産，生業に必要な自動車・船舶・農機具等は自由財産とできる等，被災地の実情に照らした弾力的な適用が図られるべきである。

- (2) 被災者の生活再建，事業再建は，平時以上の負担となることから，個人民事再生の適用の場面を広げる必要がある。

そこで，適用上限額を1億円に引き上げ，住宅ローン条項の適用条件についても住宅債権以外の担保がある場合も含めるなど，適用条件を大幅に弾力化すべきである。

また最低弁済額の引き下げや最大5年に留まっている弁済期間の延長等支払条件の緩和も検討されるべきである。

- (3) 保証人への配慮から倒産手続をためらうことが想定されることから，倒産手続における保証人の責任の減免も検討されるべきである。
- (4) あらゆる資料を喪失した被災者も少なくないため，上記の各手続を申立てる際には，裁判所においても，資料不足に対して厳格な対応をせず，弾力的な手続を行うべきである。

## 8 罹災都市借地借家臨時処理法の不適用（または限定的適用）〔法務省宛〕

罹災都市借地借家臨時処理法は、戦後復興の特別法であり、特殊な権利義務を創設する内容となっている。同法の適用により、被災地が混乱するおそれが大きく、阪神淡路大震災でも大きな問題となった。

当会は、かねてより同法の早期改正を求めていたところであるが、残念ながら未だに改正されていない。現行法のまま適用すると無用な混乱を招くことが明らかであるから、少なくとも現行法のまま適用すべきでない。

仮に適用するとしても、優先借地権（同法2条）及び借地権優先譲受権借地権（同法3条）の部分は適用せず、限定的な適用にとどめるべきである。

なお、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第6条で民事調停申立て手数料を免除することとされているところ、この特例は罹災都市借地借家臨時処理法の適用と同時に適用するとされているところ、今般は、そのような運用に固執する必要は乏しいから、特例のみ適用し調停申立手数料を免除すべきである。

## 9 復興交付金、復興基金の早期創設〔総務省宛〕

- (1) 災害復興は被災者主権、地域主導で行われるべきである。国は、被災者及び被災地の地方自治体を財政的に支援する立場にある。

現在、復興庁の創設が検討されているところ、確かに、今回の災害の被害に鑑みると国難を克服する対応が不可欠である。しかし、復興のあり方は、あくまで被災地・被災者が決定すべきことである。

そうすると、国の財政支援は、国が決定権を持つ補助金の方式によるのは不適當である。

被災地が自由に復興施策を推し進められるよう、地方が使途自由な復興交付金を設けるべきである。

- (2) また、制度の狭間で救済されないケースを手当てし、きめ細やかな被災者対応を可能とするため、阪神淡路大震災以降の大災害で設置されてきた復興基金を早期に創設すべきである。

なお、これまでの災害例では、県単位で基金が創設されてきたが、今回は被災が広域にわたっており、普遍性と機動性が求められる。

そこで、被災地に共通する問題については被災都道府県の共同の広域的な復興基金を置き、それとは別に、地域特有のニーズに応えるため被災市区町村及び被災者が参画する県単位の地区別復興基金を置く２本立てで行うべきである。

以 上

## 【別紙】

### 災害復興基本法案

#### 災害復興基本法 案

我々は、幾多の自然災害に遭い、多大な犠牲を代償に数々の教訓を得てきたが、地球規模で大災害が続発する中、災害列島たる日本国土で暮らす我々に突き付けられた課題は尽きない。たとえ我々が防災・減災に力の限りを尽くしても現実の被害は避け難く、災害後の復興の取り組みこそが求められる。

自然災害によって、かけがえのないものを失ったとき、我々の復興への道のりが始まる。我々は、成熟した現代社会が災害の前では極めて脆弱であることを強く認識し、コミュニティと福祉、情報の充実を図りながら、被災地に生きる人々と地域が再び息づき、日本国憲法が保障する基本的人権が尊重される協働の社会を新たにかたち創るため、復興の理念を明らかにするとともに、必要な諸制度を整備するため、この法律を制定する。

#### 第1条 復興の目的

復興の目的は、自然災害によって失ったものを再生するにとどまらず、人間の尊厳と生存基盤を確保し、被災地の社会機能を再生、活性化させるところにある。

#### 第2条 復興の対象

復興の対象は、公共の構造物等に限定されるものではなく、被災した人間はもとより、生活、文化、社会経済システム等、被災地域で喪失・損傷した有形無形の全てのものに及ぶ。

#### 第3条 復興の主体

復興の主体は、被災者であり、被災者の自立とその基本的人権を保障するため、国及び地方公共団体はこれを支援し必要な施策を行う責務がある。

#### 第4条 被災者の決定権

被災者は、自らの尊厳と生活の再生によって自律的人格の回復を図るところに

復興の基本があり、復興のあり方を自ら決定する権利を有する。

#### 第5条 地方の自治

被災地の地方公共団体は、地方自治の本旨に従い、復興の公的施策について主たる責任を負い、その責務を果たすために必要な諸施策を市民と協働して策定するものとし、国は被災公共団体の自治を尊重し、これを支援・補完する責務を負う。

#### 第6条 ボランティア等の自律性

復興におけるボランティア及び民間団体による被災者支援活動は尊重されなければならない。行政は、ボランティア等の自律性を損なうことなくその活動に対する支援に努めなければならない。

#### 第7条 コミュニティの重要性

復興において、市民及び行政は、被災地における地域コミュニティの価値を再確認し、これを回復・再生・活性化するよう努めなければならない。

#### 第8条 住まいの多様性の確保

被災者には、生活と自立の基盤である住まいを自律的に選択する権利があり、これを保障するため、住まいの多様性が確保されなければならない。

#### 第9条 医療、福祉等の充実

医療及び福祉に関する施策は、その継続性を確保しつつ、災害時の施策制定及び適用等には被災状況に応じた特段の配慮をしなければならない。

#### 第10条 経済産業活動の継続性と労働の確保

特別な経済措置、産業対策及び労働機会の確保は、被災者の生活の基盤と地域再生に不可欠であることを考慮し、もっぱら復興に資することを目的にして策定、実行されなければならない。

#### 第11条 復興の手続

復興には、被災地の民意の反映と、少数者へ配慮が必要であり、復興の手続きは、この調和を損なうことなく、簡素で透明性のあるものでなければならない。

## 第12条 復興の情報

復興には、被災者及び被災地の自律的な意思決定の基礎となる情報が迅速かつ適切に提供されなければならない。

## 第13条 地域性等への配慮

復興のあり方を策定するにあたっては、被災地の地理的条件、地域性、文化、習俗等の尊重を基本としつつ、社会状況等にも配慮しなければならない。

## 第14条 施策の一体性、連続性、多様性

復興は、我が国の防災施策、減災施策、災害直後の応急措置、復旧措置と一体となって図られるべきであり、平時の社会・経済の再生・活性化の施策との連続性を考慮しなければならない。復興の具体的施策は目的・対象に応じて、速やかに行うべきものと段階的に行うべきものを混同することなく多様性が確保されなければならない。

## 第15条 環境の整備

復興にあたっては、被災者と被災地の再生に寄与し防災・減災に効果的な社会環境の整備に努めなければならない。

## 第16条 復興の財源

復興に必要な費用は、復興の目的に資するものか否かを基軸とし、国及び地方公共団体は、常に必要な財源の確保に努めなければならない。

## 第17条 復興理念の共有と継承

復興は、被災者と被災地に限定された課題ではなく、我が国の全ての市民と地域が共有すべき問題であることを強く認識し、復興の指標を充実させ、得られた教訓は我が国の復興文化として根付かせ、これらを教育に反映し、常に広く復興への思いを深め、意識を高めていかななければならない。